

〔ダイジェスト〕

8 ふれあい・いきいきサロン事業について

- ◆サロン活動を応援するための事業支援助成金
参加者から会費徴収して事業運営を行うこと。

		基準及び年間助成額	
基準回数	年6回以上の実施		
人数	5人以上		
活動内容	3つ以上選択して実施		
助成額	①基本助成		10,000円
	②回数助成	年8回～11回	5,000円
		年12回以上	7,000円
③新規結成助成		5,000円	
最大助成額	22,000円		

- ◆事業支援助成金交付について

- 1 地区社会福祉協議会を通じて事業支援助成金を交付します。
下記の書類提出をお願いします。〔提出期限：5月21日（金）〕
申請書（様式1）、申請一覧表（様式2）、実施計画書（様式3）、収支予算書（様式4）、請求書（様式5）
- 2 年度終了後、報告書（様式6）、実施報告書（様式7-1）、活動実績（様式7-2）、収支決算書（様式8）の提出をお願いします。

- ◆保険について

・サロンのボランティアは活動中の事故に備えて鳥取市社会奉仕活動等補償制度に加入します。人数報告をお願いします。（「1 鳥取市社会奉仕活動等補償制度の登録について」参照）

・参加者の保険については、各サロンの負担となりますが、年間または行事単位に加入する保険があります。〔申込期限：サロン開催日の前日まで〕

詳細は本会地域福祉課、各総合福祉センター地域福祉担当にお問い合わせください。